

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部観光振興課
委託業務名	幻住庵管理運営業務
委託業務場所	大津市国分二丁目
概要	松尾芭蕉が生涯の地とした大津を広く紹介する観光施設である幻住庵と散策道、便所、駐車場等、施設全般の開閉及び清掃等の維持管理業務及び来訪者への案内等の運営業務
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	1,540,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市国分一丁目28番64号 [名称] 幻住庵保勝会
契約相手方の選定理由	幻住庵保勝会は、幻住庵を管理することを目的に昭和46年に発足した会で、当市が平成3年に幻住庵を整備する以前から幻住庵の維持管理にあたっている。また、毎年隣接する近津尾神社で芭蕉祭を執り行うなど、芭蕉に関する造詣が深い。当業務はその大半が来訪者に対する案内業務であり、日々訪れる来訪者を満足させる解説や案内を臨機応変に実施しなければならないことから、専門性が特に求められ、この条件を充たす委託先は幻住庵保勝会に限られることから、委託先に選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。